HOKKAIDO WOOD BUILDING 建築促進事業補助審査要領

第１　趣　旨

HOKKAIDO WOOD BUILDING 建築促進事業業務仕様書３－（１）－アー（エ）の規定に基づく事業採択に関しては、この要領の定めるところによる。

第２　選考方法

HOKKAIDO WOOD BUILDING 建築促進事業の受託者が申請内容を審査するとともに道と協議を行い、補助対象者を選定する。

第３　補助対象者の選定

補助対象者の選定にあたっては、HOKKAIDO WOOD BUILDING 建築促進事業業務仕様書の３－（１）－（ア）、（イ）及び（ウ）の要件を全て満たしているかを審査した後、別紙に定める優先採択事項配点表に沿って配点を行う。

なお、幅広い地域において、建築事業者、道民への波及性を重視することから、以下の(1)(2)を考慮した上で、審査・選定する。

(1)地域への波及性

道内に幅広くＰＲすることが重要であることから、１４(総合)振興局に各１施設以上となるよう振興局単位で区分し審査する。

(2)事業の新規性

ＰＲする建築事業者を増加させることが重要であることから、過年度の補助事業の実施状況（非住宅に限る）及び本事業の申請状況を踏まえ、配点表に基づき算出した配点に以下の係数を乗じて審査する。

・道産木材利活用対策事業(R1～R2)
・道産建築材利用支援事業(R3～R4)
・道産建築材活用促進事業(R5～R7)

過去に実施していない	過年度事業を実施	本事業を実施（複数申請）	
1.2	1.0	２施設目　0.8	３施設目以降　0.5

第４　追加資料の請求等

審査の課程で、必要に応じ追加資料の請求やヒアリング等を行うことがある。

追加資料の請求の際に、指定した期日までに資料の提出がない場合やヒアリングに応じることができない場合は審査の対象とならない場合がある。

別紙　優先採択事項配点表

優先採択事項	配点		
	５点	３点	１点
道産木材の利用量	申請物件における道産木材の利用量が 100m3 以上	申請物件における道産木材の利用量が 50m3 以上	申請物件における道産木材の利用量が 20m3 以上
道産木材の利用率	申請物件全体に占める道産木材の利用率が 90%以上（枠組壁工法の場合は 40%以上）	申請物件全体に占める道産木材の利用率が 70%以上 90%未満（枠組壁工法の場合は 35%以上 40%未満）	申請物件全体に占める道産木材の利用率が 50%以上 70%未満（枠組壁工法の場合は 30%以上 35%未満）
設計上のアイデア	一般流通材を活用したトラスやダブルティンバー、混構造、４階建て以上の木造など設計上の工夫がある	・全国的にも使用事例が少ない木材加工先進技術を活用し、道産木材で製造された構造部材を使用（例：CLT） ・防火地域等において、道産木材の内外装材を使用する設計となっている	道内での使用事例が少ない道産木材で製造された構造部材を使用（例：道産ツーバイ材、コアドライ）
森林認証材の活用	―	FSC、SGEC 等の森林認証材を活用	―
道産木材の PR 手法	道産木材の PR 効果が特に高い工夫を凝らした PR 方法（例：見学会の開催）	道産木材の PR 効果が高い PR 方法（例：ホームページ、SNS での掲載）	道産木材の PR を行っている（例：パンフレットの作成）
道産木材の波及効果	一般道民が多数訪れる（商業施設等）	特定の業種の方が多数訪れる（事業所等）	―
道産木材の展示効果	道産木材の構造材をあらわしで使用し、完成後も道産木材の利用状況がわかる設計となっている	道産木材の内外装材を使用する設計となっている	―

※配点の基準に該当しない場合は０点とする。

また、一つの事項につき複数該当する場合には、配点の高い方を採用する。